

「共謀罪」って

「共謀罪」法案*1 という言葉を聞いたことがありますか？

これは、実際には何もしなくても、団体が**犯罪の相談をただけで罪に問う**という法案のことです。

「それって、犯罪なんかを計画する人を捕まえる法律でしょ？ 私たちには関係ないんじゃない？」そう思われる方も多いと思います。

しかし、ここで言う「**団体**」は、**犯罪組織に限られていない**のです。私たちが労働組合や宗教団体、会社やサークルなどの友人と話したことも、「犯罪」とされる恐れがあります。**対象となる犯罪は600以上**にもものぼります。

たとえば次のような**身近な例**もあります。

- ・ご近所でマンション建設反対のため座り込みを相談すれば、「威力業務妨害」の共謀罪の疑い*2
- ・会社の税金を軽くする方法はないかと相談すれば「脱税」の共謀罪の疑い
- ・入会するまで人を家に帰さずにおこうとサークルで相談すれば、「逮捕・監禁」の共謀罪の疑い

このような例が「共謀罪には当たらない」と読み取れる文面は、法案のどこにもありません。

ところで、警察は、団体が犯罪の相談をしたことをどうやって知るのでしょうか。

法案には**自首**を促す規定があり、それが**密告**の奨励につながりかねないともいわれます。でも、自首を待つだけですむでしょうか。また、立件のためには証拠集めが必要です。相談した証拠とはいったいどんなものでしょう。

おそらく、いままでは例外的にしか認められなかった電話やメール、会話の「**盗聴・監視**」が広く求められるでしょう。私たちは**日常生活を監視**されることになるかもしれません。

また、相談をしたことがわかったとしても、どんなときに合意に達したとするのでしょうか。法案では**判断の基準が曖昧**です。これでは、判断は**警察や裁判所の胸算用**にゆだねられてしまいます。政府は国会での審議で、捜査方法



...なんだ？

についても、犯罪成立の判断基準についても、明確な答弁を避けています。それでいて、いったん「やる」と合意したら、**あとで「やめる」と決めても共謀罪は成立**するというのです。

この法律が成立したら、ふつうの市民も共謀罪の疑いで**いつ警察に捜査されるかわかりません**。人前で自由にものを言うことも、集まってなにかをすることも、安心してできなくなるかもしれません。

衆院法務委員会では、野党議員だけでなく、**与党議員もほとんどが法案に疑義**を投げかけています。法案は結局、国会内外の反対意見に押されて、秋の国会では成立しませんでした。

でも安心はできません。1日も早い立法化をめざす政府の姿勢に変わりはないようです。今後、わずかの修正で成立を考えるでしょう。

この法案をこのまま通してしまっているのか、ちょっと考えてみませんか？

「共謀罪」ってなんだ？ : <http://kyobo.syuriken.jp>

*1 正式名「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案要綱」

*2 マンション建設反対のための座り込みを相談しても共謀罪は成立しないと政府が説明したことが新聞で報道されましたが、条文にそれが読み取れる文面のない点が与党議員からも批判されています。